

積立式定期預金規定

1. (預金の預入れ等)

積立式定期預金（以下「この預金」という。）の預入れは、1回あたり1,000円以上とします。

2. (預金の種類、期間、継続の方法等)

この預金への預入れは、預金口座に対してあらかじめ指定をうけた型区分により次のとおり取扱います。

(1) 自由型

- ① 預入れ（後記②に規定する継続を含みます。）のつど、個別の「3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金」（以下「3年指定定期」という。）とします。
- ② 「3年指定定期」は継続の停止または解約の申出のない限り、満期日に元利合計額をもって「3年指定定期」として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- ③ 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までに、その旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- ④ 「3年指定定期」の満期日は、預入日（または継続日）から1年経過した後は変更することができます。この場合、当店に対して、その1ヶ月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、この預金は変更後の満期日以後に支払います。なお、変更後の満期日から1ヶ経過しても解約されなかった場合（解約されないまま3年後の応当日が到来した場合を含みます。）は、満期日の変更はなかったものとします。

(2) 年金型

- ① 当初預入日から通帳記載の受取開始日の3ヶ月前の応当日（以下「年金元金計算日」という。）の前日までの期間において、次のとおり取扱います。なお、この預金は年金元金計算日の3ヶ月前まで預入れることができます。
 - A 預入れ（後期Bに規定する継続を含みます。）のつど、次の個別の定期預金とします。
 - a 預入日（または継続日）から年金元金計算日までの期間が
1年以上3年以内、 3年3ヶ月以上6年以内、
6年3ヶ月以上9年以内、 9年3ヶ月以上12年以内、
12年3ヶ月以上15年以内、 15年3ヶ月
の場合……「3年指定定期」
 - b 預入日（または継続日）から年金元金計算日までの期間が
3年超3年3ヶ月未満、 6年超6年3ヶ月未満、 9年超9年3ヶ月未満、
12年超12年3ヶ月未満、 15年超15年3ヶ月未満
の場合……期間1年の自由金利型定期預金（M型）
 - c 預入日（または継続日）から年金元金計算日までの期間が
3ヶ月以上1年未満の場合……年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）（それぞれの期間に応じ、3ヶ月定期預金、6ヶ月定期預金または9ヶ月定期預金のいずれか）
 - B 「3年定期預金」、期間1年の自由金利型定期預金（M型）は、満期日にその元利合計額をもって前記Aに規定する定期預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- ② 年金元金計算日においては、次のとおり取扱います。
 - A 年金元金計算日に満期日が到来している各別の定期預金の元利金の合計額を、この通帳記載の受取回数で除した金額（100円単位とし、100円未満の端数があるときは後記Bにより取扱います。）を元金として、預金金額が各々同一の次の12口の定期預金（以下「再預入定期預金（満期支払口）」という。）を作成し、この預金に預入れます。
 - a 3ヶ月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）
 - b 6ヶ月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）
 - c 9ヶ月目の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）

- d 1年目の応当日を満期日とする期日指定定期預金
- e 1年3ヶ月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金
- f 1年6ヶ月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金
- g 1年9ヶ月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金
- h 2年目の応当日を満期日とする期日指定定期預金
- i 2年3ヶ月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金
- j 2年6ヶ月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金
- k 2年9ヶ月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金
- l 「3年指定定期」(ただし、受取回数が12回より少ない場合は、上記aより受取回数分までの口数の定期預金とします。)

B 年金元金計算日に満期日の到来している各別の定期預金の元利金の合計額から前記Aにより作成された再預入定期預金(満期支払口)の元金合計額を差引いてなお残額があるときは、この残額を次により取扱います。

- a 受取回数が12回までの場合……この残額は預入期間が最も長い再預入定期預金(満期支払口)の元金に追加します。
- b 受取回数が12回を超える場合……この残額を元金として一口の「3年指定定期」(以下「再預入定期預金(継続口)」という。)を作成し、この預金に預入れます。

- ③ 再預入定期預金(満期支払口)は、それぞれの満期日に元金合計額を受取口座へ入金する方法で支払います。
- ④ 再預入定期預金(継続口)は、その満期日にその元利金を前記②のAからBの順序に従い取扱います。この場合、前記②のAからBに「年金元金計算日に満期日の到来している各別の定期預金」とあるのは「再預入定期預金(継続口)」に、「この通帳記載の受取回数」とあるのは「この通帳記載の受取回数のうち再預入定期預金(継続口)の満期日における残余の受取回数」と読み替えるものとします。また、残余の受取回数が12回に満たない場合は、前記②のAに定める順序に従い、再預入定期預金(満期支払口)を作成し、この預金に預入れます。ただし、元金は100円単位とし、100円未満の端数があるときは、その100円未満の金額の合計額を預入期間が最も長い再預入定期預金(満期支払口)の元金に追加します。
- ⑤ 前記④により作成された再預入定期預金(継続口)の満期日が到来したときも、前記④により取扱うものとし、以後も同様とします。
- ⑥ この通帳の最終受取日以後、この預金口座の残高はありませんので、この通帳は無効となります。
- ⑦ この預金に受入れた「3年指定定期預金」、期間1年の自由金利型定期預金(M型)の継続を停止するときは、前記第1項の③の規定によります。
- ⑧ この預金に受入れた期日指定定期預金の満期日を変更するときは、前記第1項の④の規定によります。

(3) 満期日指定型

当初預入日からこの通帳記載の満期日の前日までは、前記第2項の①と同様に取扱います。この場合、前記第2項の①に「年金元金計算日」とあるのは「満期日」と読み替えるものとします。なお、満期日までに受入れた定期預金は、前記第2項の⑦、⑧と同様に取扱います。

3. (利 息)

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

- ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合
預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの期間に応じ預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって計算します。
A 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満」の利率
B 2年以上 当組合所定の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)
- ② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日における当組合所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。

- ③ 前記①、②の利率は、当組合所定に日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更後以後に預入れられる金額について、その預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を第4条1項により満期日前に解約する場合および「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、その利息は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

A 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6ヶ月以上1年未満	2年以上利率×40%
C 1年以上1年6ヶ月未満	2年以上利率×50%
D 1年6ヶ月以上2年未満	2年以上利率×60%
E 2年以上2年6ヶ月未満	2年以上利率×70%
F 2年6ヶ月以上3年未満	2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

A 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6ヶ月以上1年未満	上記（1）②の適用利率×50%

- (4) この預金の付利単位は、次のとおりとします。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合は、100円とし、1年を365日として日割りで計算します。

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合は、100円とし、1年を365日として日割りで計算します。

4. 預金の解約、書替継続

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が定期預金共通規定第6条第1項に違反した場合

③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(4) 前第3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

5. (規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」および「反社会的勢力の排除に係る規定」が適用されます。

6. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和2年4月1日現在)